

# 区民委員会議案説明資料

令和4年3月1日

件名	頁
1 第15号議案 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2
2 第16号議案 足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	4

(地域のちから推進部)

# 第 1 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 3 月 1 日

件 名	<b>足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内 容	<p>学童保育室に配置する放課後児童支援員について、認定資格研修の修了を予定している者を放課後児童支援員とみなす経過措置期間を延長するため、以下のとおり、「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下、「条例」という。）の一部を改正する。</p> <p><b>1 改正内容（詳細は別紙 1 のとおり）</b></p> <p>(1) 学童保育室の放課後児童支援員について、認定資格研修を令和 4 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすとする経過措置を令和 5 年 3 月 31 日まで延長する。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 63 号）は、各自治体の責任と判断で、経過措置期間の延長を可能としている。</p> <p>(3) 認定資格研修は、保育士等の資格や一定の経験年数などの基礎資格を必要としている。急な退職などで職員を補充しても基礎資格を持たない場合は、認定資格研修を受講できないため、一時的に条例基準を満たさない学童保育室が発生する状況が想定されるため経過措置の期間を延長する。</p> <p><b>2 参考</b></p> <p>(1) 配置基準</p> <p>放課後児童支援員の配置については、条例上でおおむね 40 名に 1 名以上としている。また、保育時間中は放課後児童支援員が 1 名勤務する必要があることから、1 室あたり 3 名の配置を予定している。</p>
今後の方針	認定資格研修の受講を計画的に進め、放課後児童支援員の資格所有者の拡大を図る。

改正前	改正後
<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月27日条例第60号</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から<u>令和4年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和4年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月27日条例第60号</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から<u>令和5年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和5年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>

# 第 1 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 3 月 1 日

件 名	<b>足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内 容	<p><b>1 概要</b> 令和 5 年 4 月 1 日より、北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合新校内に学童保育室（2 室定員 6 5 名）を開設する。また、現在運営している鹿浜西学童保育室（1 室定員 4 0 名）をあわせて廃止するため、足立区立学童保育室条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b> 以下の内容を、足立区立学童保育室条例第 2 条別表へ削除・追加する。</p> <p style="padding-left: 2em;"><b>【削除】</b> 名称：足立区立鹿浜西学童保育室 位置：東京都足立区鹿浜二丁目 2 4 番 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;"><b>【追加】</b> 名称：足立区立鹿浜未来学童保育室 位置：東京都足立区鹿浜五丁目 1 8 番 1 号</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙 2 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	令和 5 年 4 月 1 日から運営する事業者選定について、遺漏のないよう進めていく。

改正前	改正後																																		
<p>○足立区立学童保育室条例 昭和51年 3 月31日 条例第22号</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立しまねっ子学童保育室</td> <td>東京都足立区島根三丁目28番11号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>足立区立鹿浜西学童保育室</u></td> <td><u>東京都足立区鹿浜二丁目24番1号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足立区立江北五色のさくら学童保育室</td> <td>東京都足立区江北四丁目21番1号</td> </tr> <tr> <td>足立区立さくら学童保育室</td> <td>東京都足立区綾瀬三丁目12番15号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(追加)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号	(省略)		<u>足立区立鹿浜西学童保育室</u>	<u>東京都足立区鹿浜二丁目24番1号</u>	(省略)		足立区立江北五色のさくら学童保育室	東京都足立区江北四丁目21番1号	足立区立さくら学童保育室	東京都足立区綾瀬三丁目12番15号	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>			<p>○足立区立学童保育室条例 昭和51年 3 月31日 条例第22号</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立しまねっ子学童保育室</td> <td>東京都足立区島根三丁目28番11号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(削る)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(削る)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足立区立江北五色のさくら学童保育室</td> <td>東京都足立区江北四丁目21番1号</td> </tr> <tr> <td>足立区立さくら学童保育室</td> <td>東京都足立区綾瀬三丁目12番15号</td> </tr> <tr> <td><u>足立区立鹿浜未来学童保育室</u></td> <td><u>東京都足立区鹿浜五丁目18番1号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号	(省略)		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	(省略)		足立区立江北五色のさくら学童保育室	東京都足立区江北四丁目21番1号	足立区立さくら学童保育室	東京都足立区綾瀬三丁目12番15号	<u>足立区立鹿浜未来学童保育室</u>	<u>東京都足立区鹿浜五丁目18番1号</u>
名称	位置																																		
足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号																																		
(省略)																																			
<u>足立区立鹿浜西学童保育室</u>	<u>東京都足立区鹿浜二丁目24番1号</u>																																		
(省略)																																			
足立区立江北五色のさくら学童保育室	東京都足立区江北四丁目21番1号																																		
足立区立さくら学童保育室	東京都足立区綾瀬三丁目12番15号																																		
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																		
名称	位置																																		
足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号																																		
(省略)																																			
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																																		
(省略)																																			
足立区立江北五色のさくら学童保育室	東京都足立区江北四丁目21番1号																																		
足立区立さくら学童保育室	東京都足立区綾瀬三丁目12番15号																																		
<u>足立区立鹿浜未来学童保育室</u>	<u>東京都足立区鹿浜五丁目18番1号</u>																																		
	<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例により設置する学童保育室に係る入室の申請、承認その他入室に関する手続及び指定管理者の指定の申請、選定審査その他指定に関する手続については、施行日前においてもこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定の例により行うことができる。</p>																																		